

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部改正

令和3年12月27日公布・施行

条例改正の背景

広島県内では、高齢者を狙った特殊詐欺や、主に女性が被害者となる性犯罪、ストーカー・DV事案などのほか、悪質・巧妙化するインターネット利用犯罪が依然として発生しており、県民の皆様の不安を払拭するまでには至っていません。

県民の皆様の防犯意識を高め、自主防犯などの対策を促進するため

改正のポイント（3点）

1 子ども、高齢者、女性等の安全確保

既に規定のある「子どもの安全確保」に加えて、**高齢者や女性など犯罪被害の対象となりやすい方々の安全を確保することを目的**として、新たな規定が設けられました。

県が、市町や県民、事業者等の皆様と協力して、こうした方々が犯罪の被害に遭わないよう、安全の確保に努めることが規定されています。



地域全体で守ります。

2 インターネットの利用に係る犯罪被害の防止

不正アクセスやネット詐欺、SNSを利用した誹謗中傷など、**インターネットを利用する犯罪被害を防止することを目的**として、新たな規定が設けられました。

県が、県民や事業者等の皆様に対して、インターネットを利用する犯罪の被害を防止するために必要な情報提供や助言などを行うことが規定されています。



インターネットの適切な利用能力の向上も目指します。

3 防犯指針の策定

前記の2点について、県民の皆様等に対し**防犯上の具体的な方策を示すため**、それぞれについて防犯指針を定めることが規定されています。



令和4年度中に定める予定です。

条例の概要など

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の概要や改正後の条文等は、こちらから御確認ください。

概要等はこちら

- ・ 条例の目的は？
- ・ 防犯指針とは？ など



改正後の条文等は

こちら

- ・ 改正後の条文
- ・ 新旧対照表



【問い合わせ】 広島県警察本部 生活安全総務課

☎ 082-228-0110(内線 3042~3044)